

第3回厚真町議会定例会説明資料

令和4年9月13日

目 次

厚真町教育委員会委員の任命について	2 頁
厚真町災害対策本部条例の一部改正について	3 頁
厚真町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	4 頁～11 頁
厚真町生活会館条例の一部改正について	12 頁～13 頁
厚真町スポーツ施設設置条例の一部改正について	14 頁～18 頁
厚真町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	19 頁～20 頁
厚真町野営場設置条例の一部改正について	21 頁～22 頁
厚真町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について	23 頁
損害賠償額の決定について	24 頁
豊沢地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（その4）請負契約の締結について	25 頁～26 頁
財産の取得について	27 頁～28 頁
財産の取得について	29 頁～35 頁
令和4年度厚真町一般会計補正予算（第6号）について	36 頁～56 頁
令和4年度厚真町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について	57 頁～58 頁

長 門 茂 明 氏 略 歴

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

学 歴

平成 元年 3月 苫小牧工業高等専門学校卒業

職 歴

自 平成 元年 4月
スガノ農機 株式会社
至 平成 7年 3月
自 平成 7年 4月
農業
至 現在

公職歴等

自 平成18年 4月
厚真町学校給食センター運営委員会委員
至 平成19年 3月
自 平成22年10月 厚真町教育委員会委員
自 令和 2年10月 厚真町教育委員会教育長職務代理者
至 現在

厚真町災害対策本部条例新旧対照表

改正後	改正前
第1条・第2条 (略) (部及び<u>班</u>の設置) 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に<u>部及び班</u>を置くことができる。 2 <u>部及び班</u>に属するべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。 3 <u>部</u>に部長を<u>班</u>に班長を置き、災害対策本部長の指名する本部員がこれに当たる。 4 <u>部長は部の事務を掌理し、班長は班の事務を掌理する。</u> 第4条 (略)	第1項・第2条 (略) (<u>班</u>の設置) 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に<u>班</u>を置くことができる。 2 <u>班</u>に属するべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。 3 <u>班</u>に班長を置き、災害対策本部長の指名する本部員がこれに当たる。 4 班長は班の事務を掌理する。 第4条 (略)

厚真町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 改正趣旨

令和3年8月10日に人事院が行った「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち、未執行の措置として残っていた育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等の措置については、令和4年10月1日から施行されることとなったため、地方公務員についても、同様の措置を講ずることが求められていることから、厚真町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

(1) 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和

非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件については、改正前の育児休業条例例第2条第3号アの規定により、

① 子の1歳6か月到達日までに任期が満了すること及び特定職に引き続いて採用されないことが明らかでないこと。

② 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

(※国家公務員では、勤務日が週3日以上又は年121日以上)

とされていましたが、改正後の育児休業条例例第2条第3号アの規定により、産後パパ育休に係る上記①の要件については、「子の1歳6か月到達日」ではなく、「子の誕生日から57日目より6月を経過する日」となり、取得要件が緩和されることになります。

(2) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化に関し、改正前の育児休業条例例第2条の3第3号及び第2条の4の規定により、

① 非常勤職員 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備

② 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、①と同様に、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備

③ ①の改正に併せ、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を整備

3 施行日

令和4年10月1日から施行する。

厚真町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
第1条 (略) (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u> ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 ① その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6月に達する日(以下「1歳6月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては、当該子が2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に任用されないことが明らかでない非常勤職員 ② 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>	第1条 (略) (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> 以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 ① その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6月に達する日(以下「1歳6月到達日」という。)<u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に任用されないことが明らかでない非常勤職員 ② 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u>

厚真町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
ウ <u>その養育する子が1歳に達する日</u> <u>(以下「1歳到達日」という。)(当該子</u> <u>について当該非常勤職員が第2条の</u> <u>3第2号に掲げる場合に該当してす</u> <u>る育児休業の期間の末日とされた日</u> <u>が当該子の1歳到達日後である場合</u> <u>にあつては、当該末日とされた日。</u> <u>以下この①において同じ。)</u>において <u>育児休業をしている非常勤職員であ</u> <u>つて、同条第3号に掲げる場合に該当</u> <u>して当該子の1歳到達日の翌日を育</u> <u>児休業の期間の初日とする育児休業</u> <u>をしようとするもの</u> エ <u>その任期の末日を育児休業の期間</u> <u>の末日とする育児休業をしている場</u> <u>合であつて、当該任期を更新され、</u> <u>又は当該任期の満了後引き続いて特</u> <u>定職に採用されることに伴い、当該</u> <u>育児休業に係る子について、当該更</u> <u>新前の任期の末日の翌日又は当該採</u> <u>用の日を育児休業の期間の初日とす</u> <u>る育児休業をしようとするもの</u> (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で 定める日は、次の各号に掲げる場合の区分	ウ <u>その任期の末日を育児休業の期間の</u> <u>末日とする育児休業をしている非常勤</u> <u>職員であつて、当該育児休業に係る子</u> <u>について、当該任期が更新され、又は</u> <u>当該任期の満了後に特定職に引き続き</u> <u>任用されることに伴い、当該任期の末</u> <u>日の翌日又は当該引き続き任用される</u> <u>日を育児休業の期間の初日とする育児</u> <u>休業をしようとするもの</u> (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で 定める日は、次の各号に掲げる場合の区分

厚真町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)・(2) (略) (3) 1歳から1歳6月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6月到達日 ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた	に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)・(2) (略) (3) 1歳から1歳6月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6月到達日

厚真町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u> イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合 ロ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間におい	ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合 イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

厚真町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>てこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u> (育児休業法第2条第1項の条例で定める場合) 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。 (1) <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u> (2) (略) (3) (略) (4) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u>	(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合) 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6月到達日の翌日(当該子の1歳6月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。 (1) (略) (2) (略) (育児休業法第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として条例で定

厚真町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に任用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該任用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。 (育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間) 第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人	める期間) 第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。 (育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(4) (略) (5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。))。 (6) (略) (7) (略) (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されることに伴い、末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

厚真町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u> (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) (略) (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。) (7) (略) 第11条～第24条 (略)	(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) (略) (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。) (7) (略) 第11条～第24条 (略)

厚真町生活会館条例新旧対照表

改正後	改正前																																																																																		
第1条 (略) (名称及び位置) 第2条 生活会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>共栄生活会館</td><td>厚真町字共栄225番地の1</td></tr> <tr> <td>桜丘生活会館</td><td>厚真町字桜丘406番地</td></tr> <tr> <td>上厚真第五区生活会館</td><td>厚真町字共和442番地の2</td></tr> <tr> <td>共和生活会館</td><td>厚真町字共和314番地の9</td></tr> <tr> <td>厚和生活会館</td><td>厚真町字厚和114番地の2</td></tr> <tr> <td>美里生活会館</td><td>厚真町字美里134番地</td></tr> <tr> <td>軽舞生活会館</td><td>厚真町字軽舞273番地の2及び332番地の5</td></tr> <tr> <td>浜厚真生活会館</td><td>厚真町字浜厚真132番地の2</td></tr> <tr> <td>東和生活会館</td><td>厚真町字東和118番地の2</td></tr> <tr> <td>宇隆生活会館</td><td>厚真町字宇隆593番地の1</td></tr> <tr> <td>豊川生活会館</td><td>厚真町字豊川339番地の5</td></tr> <tr> <td>富野生活会館</td><td>厚真町字富野454番地の1</td></tr> <tr> <td>朝日マナビィハウス</td><td>厚真町字朝日368番地の6</td></tr> <tr> <td>豊沢マナビィハウス</td><td>厚真町字豊沢472番地の1</td></tr> <tr> <td>ルーラルマナビィハウス</td><td>厚真町字豊沢1209番地</td></tr> <tr> <td>豊丘マナビィハウス</td><td>厚真町字豊丘264番地の5</td></tr> <tr> <td>鹿沼マナビィハウス</td><td>厚真町字鹿沼217番地の4</td></tr> <tr> <td>本郷マナビィハウス</td><td>厚真町字本郷229番地の1</td></tr> <tr> <td>幌内マナビィハウス</td><td>厚真町字幌内607番地の1</td></tr> </table>	名称	位置	共栄生活会館	厚真町字共栄225番地の1	桜丘生活会館	厚真町字桜丘406番地	上厚真第五区生活会館	厚真町字共和442番地の2	共和生活会館	厚真町字共和314番地の9	厚和生活会館	厚真町字厚和114番地の2	美里生活会館	厚真町字美里134番地	軽舞生活会館	厚真町字軽舞273番地の2及び332番地の5	浜厚真生活会館	厚真町字浜厚真132番地の2	東和生活会館	厚真町字東和118番地の2	宇隆生活会館	厚真町字宇隆593番地の1	豊川生活会館	厚真町字豊川339番地の5	富野生活会館	厚真町字富野454番地の1	朝日マナビィハウス	厚真町字朝日368番地の6	豊沢マナビィハウス	厚真町字豊沢472番地の1	ルーラルマナビィハウス	厚真町字豊沢1209番地	豊丘マナビィハウス	厚真町字豊丘264番地の5	鹿沼マナビィハウス	厚真町字鹿沼217番地の4	本郷マナビィハウス	厚真町字本郷229番地の1	幌内マナビィハウス	厚真町字幌内607番地の1	第1条 (略) (名称及び位置) 第2条 生活会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>吉野生活会館</td><td>厚真町字吉野19番地の1</td></tr> <tr> <td>共栄生活会館</td><td>厚真町字共栄225番地の1</td></tr> <tr> <td>桜丘生活会館</td><td>厚真町字桜丘406番地</td></tr> <tr> <td>上厚真第五区生活会館</td><td>厚真町字共和442番地の2</td></tr> <tr> <td>共和生活会館</td><td>厚真町字共和314番地の9</td></tr> <tr> <td>厚和生活会館</td><td>厚真町字厚和114番地の2</td></tr> <tr> <td>美里生活会館</td><td>厚真町字美里134番地</td></tr> <tr> <td>高丘生活会館</td><td>厚真町字高丘353番地の2</td></tr> <tr> <td>軽舞生活会館</td><td>厚真町字軽舞273番地の2及び332番地の5</td></tr> <tr> <td>浜厚真生活会館</td><td>厚真町字浜厚真132番地の2</td></tr> <tr> <td>東和生活会館</td><td>厚真町字東和118番地の2</td></tr> <tr> <td>宇隆生活会館</td><td>厚真町字宇隆593番地の1</td></tr> <tr> <td>豊川生活会館</td><td>厚真町字豊川339番地の5</td></tr> <tr> <td>富野生活会館</td><td>厚真町字富野454番地の1</td></tr> <tr> <td>朝日マナビィハウス</td><td>厚真町字朝日368番地の6</td></tr> <tr> <td>豊沢マナビィハウス</td><td>厚真町字豊沢472番地の1</td></tr> <tr> <td>ルーラルマナビィハウス</td><td>厚真町字豊沢1209番地</td></tr> <tr> <td>豊丘マナビィハウス</td><td>厚真町字豊丘264番地の5</td></tr> <tr> <td>鹿沼マナビィハウス</td><td>厚真町字鹿沼217番地の4</td></tr> <tr> <td>本郷マナビィハウス</td><td>厚真町字本郷229番地の1</td></tr> </table>	名称	位置	吉野生活会館	厚真町字吉野19番地の1	共栄生活会館	厚真町字共栄225番地の1	桜丘生活会館	厚真町字桜丘406番地	上厚真第五区生活会館	厚真町字共和442番地の2	共和生活会館	厚真町字共和314番地の9	厚和生活会館	厚真町字厚和114番地の2	美里生活会館	厚真町字美里134番地	高丘生活会館	厚真町字高丘353番地の2	軽舞生活会館	厚真町字軽舞273番地の2及び332番地の5	浜厚真生活会館	厚真町字浜厚真132番地の2	東和生活会館	厚真町字東和118番地の2	宇隆生活会館	厚真町字宇隆593番地の1	豊川生活会館	厚真町字豊川339番地の5	富野生活会館	厚真町字富野454番地の1	朝日マナビィハウス	厚真町字朝日368番地の6	豊沢マナビィハウス	厚真町字豊沢472番地の1	ルーラルマナビィハウス	厚真町字豊沢1209番地	豊丘マナビィハウス	厚真町字豊丘264番地の5	鹿沼マナビィハウス	厚真町字鹿沼217番地の4	本郷マナビィハウス	厚真町字本郷229番地の1
名称	位置																																																																																		
共栄生活会館	厚真町字共栄225番地の1																																																																																		
桜丘生活会館	厚真町字桜丘406番地																																																																																		
上厚真第五区生活会館	厚真町字共和442番地の2																																																																																		
共和生活会館	厚真町字共和314番地の9																																																																																		
厚和生活会館	厚真町字厚和114番地の2																																																																																		
美里生活会館	厚真町字美里134番地																																																																																		
軽舞生活会館	厚真町字軽舞273番地の2及び332番地の5																																																																																		
浜厚真生活会館	厚真町字浜厚真132番地の2																																																																																		
東和生活会館	厚真町字東和118番地の2																																																																																		
宇隆生活会館	厚真町字宇隆593番地の1																																																																																		
豊川生活会館	厚真町字豊川339番地の5																																																																																		
富野生活会館	厚真町字富野454番地の1																																																																																		
朝日マナビィハウス	厚真町字朝日368番地の6																																																																																		
豊沢マナビィハウス	厚真町字豊沢472番地の1																																																																																		
ルーラルマナビィハウス	厚真町字豊沢1209番地																																																																																		
豊丘マナビィハウス	厚真町字豊丘264番地の5																																																																																		
鹿沼マナビィハウス	厚真町字鹿沼217番地の4																																																																																		
本郷マナビィハウス	厚真町字本郷229番地の1																																																																																		
幌内マナビィハウス	厚真町字幌内607番地の1																																																																																		
名称	位置																																																																																		
吉野生活会館	厚真町字吉野19番地の1																																																																																		
共栄生活会館	厚真町字共栄225番地の1																																																																																		
桜丘生活会館	厚真町字桜丘406番地																																																																																		
上厚真第五区生活会館	厚真町字共和442番地の2																																																																																		
共和生活会館	厚真町字共和314番地の9																																																																																		
厚和生活会館	厚真町字厚和114番地の2																																																																																		
美里生活会館	厚真町字美里134番地																																																																																		
高丘生活会館	厚真町字高丘353番地の2																																																																																		
軽舞生活会館	厚真町字軽舞273番地の2及び332番地の5																																																																																		
浜厚真生活会館	厚真町字浜厚真132番地の2																																																																																		
東和生活会館	厚真町字東和118番地の2																																																																																		
宇隆生活会館	厚真町字宇隆593番地の1																																																																																		
豊川生活会館	厚真町字豊川339番地の5																																																																																		
富野生活会館	厚真町字富野454番地の1																																																																																		
朝日マナビィハウス	厚真町字朝日368番地の6																																																																																		
豊沢マナビィハウス	厚真町字豊沢472番地の1																																																																																		
ルーラルマナビィハウス	厚真町字豊沢1209番地																																																																																		
豊丘マナビィハウス	厚真町字豊丘264番地の5																																																																																		
鹿沼マナビィハウス	厚真町字鹿沼217番地の4																																																																																		
本郷マナビィハウス	厚真町字本郷229番地の1																																																																																		

厚真町生活会館条例新旧対照表

改正後	改正前	
第3条～第9条（略）	幌内マナビィハウス	厚真町字幌内607番地の1
	第3条～第9条（略）	

厚真町スポーツ施設設置条例新旧対照表

改正後	改正前																																														
第1条（略） （名称及び位置） 第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚真町スポーツセンター</td><td>厚真町字本郷234番地6</td></tr> <tr> <td>かしわ公園テニスコート</td><td>厚真町字本郷283番地1</td></tr> <tr> <td>かしわ公園野球場</td><td>厚真町字本郷283番地1</td></tr> <tr> <td>上厚真運動広場</td><td>厚真町字上厚真18番地1</td></tr> <tr> <td>新町町民広場パークゴルフ場</td><td>厚真町新町116番地2</td></tr> <tr> <td>本郷いこいの森パークゴルフ場</td><td>厚真町字本郷37番地</td></tr> <tr> <td>上厚真パークゴルフ場</td><td>厚真町字上厚真72番地5</td></tr> <tr> <td>厚真町民スケートリンク</td><td>厚真町新町21番地1</td></tr> <tr> <td>あつまスタードーム</td><td>厚真町字本郷234番地6</td></tr> <tr> <td>上厚真中央公園運動広場</td><td>厚真町字上厚真252番地28</td></tr> <tr> <td>浜厚真野原公園サッカー場</td><td>厚真町字浜厚真300番地8</td></tr> </tbody> </table> 第3条～第5条（略） （使用料） 第6条（略） 2 前項の使用料は、次に掲げる場合を除くほか、そのスポーツ施設に応じ別表第1から別表第4までに定める額とする。 (1) 上厚真運動広場、上厚真中央公園運動広場、新町町民広場パークゴルフ場、本	名称	位置	厚真町スポーツセンター	厚真町字本郷234番地6	かしわ公園テニスコート	厚真町字本郷283番地1	かしわ公園野球場	厚真町字本郷283番地1	上厚真運動広場	厚真町字上厚真18番地1	新町町民広場パークゴルフ場	厚真町新町116番地2	本郷いこいの森パークゴルフ場	厚真町字本郷37番地	上厚真パークゴルフ場	厚真町字上厚真72番地5	厚真町民スケートリンク	厚真町新町21番地1	あつまスタードーム	厚真町字本郷234番地6	上厚真中央公園運動広場	厚真町字上厚真252番地28	浜厚真野原公園サッカー場	厚真町字浜厚真300番地8	第1条（略） （名称及び位置） 第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚真町スポーツセンター</td><td>厚真町字本郷234番地6</td></tr> <tr> <td>かしわ公園テニスコート</td><td>厚真町字本郷283番地1</td></tr> <tr> <td>かしわ公園野球場</td><td>厚真町字本郷283番地1</td></tr> <tr> <td>上厚真運動広場</td><td>厚真町字上厚真18番地1</td></tr> <tr> <td>新町町民広場パークゴルフ場</td><td>厚真町新町116番地2</td></tr> <tr> <td>本郷いこいの森パークゴルフ場</td><td>厚真町字本郷37番地</td></tr> <tr> <td>上厚真パークゴルフ場</td><td>厚真町字上厚真72番地5</td></tr> <tr> <td>厚真町民スケートリンク</td><td>厚真町新町21番地1</td></tr> <tr> <td>あつまスタードーム</td><td>厚真町字本郷234番地6</td></tr> <tr> <td>上厚真中央公園運動広場</td><td>厚真町字上厚真252番地28</td></tr> </tbody> </table> 第3条～第5条（略） （使用料） 第6条（略） 2 前項の使用料は、次に掲げる場合を除くほか、そのスポーツ施設に応じ別表第1から別表第3までに定める額とする。 (1) 上厚真運動広場、新町町民広場パークゴルフ場、本郷いこいの森パークゴルフ	名称	位置	厚真町スポーツセンター	厚真町字本郷234番地6	かしわ公園テニスコート	厚真町字本郷283番地1	かしわ公園野球場	厚真町字本郷283番地1	上厚真運動広場	厚真町字上厚真18番地1	新町町民広場パークゴルフ場	厚真町新町116番地2	本郷いこいの森パークゴルフ場	厚真町字本郷37番地	上厚真パークゴルフ場	厚真町字上厚真72番地5	厚真町民スケートリンク	厚真町新町21番地1	あつまスタードーム	厚真町字本郷234番地6	上厚真中央公園運動広場	厚真町字上厚真252番地28
名称	位置																																														
厚真町スポーツセンター	厚真町字本郷234番地6																																														
かしわ公園テニスコート	厚真町字本郷283番地1																																														
かしわ公園野球場	厚真町字本郷283番地1																																														
上厚真運動広場	厚真町字上厚真18番地1																																														
新町町民広場パークゴルフ場	厚真町新町116番地2																																														
本郷いこいの森パークゴルフ場	厚真町字本郷37番地																																														
上厚真パークゴルフ場	厚真町字上厚真72番地5																																														
厚真町民スケートリンク	厚真町新町21番地1																																														
あつまスタードーム	厚真町字本郷234番地6																																														
上厚真中央公園運動広場	厚真町字上厚真252番地28																																														
浜厚真野原公園サッカー場	厚真町字浜厚真300番地8																																														
名称	位置																																														
厚真町スポーツセンター	厚真町字本郷234番地6																																														
かしわ公園テニスコート	厚真町字本郷283番地1																																														
かしわ公園野球場	厚真町字本郷283番地1																																														
上厚真運動広場	厚真町字上厚真18番地1																																														
新町町民広場パークゴルフ場	厚真町新町116番地2																																														
本郷いこいの森パークゴルフ場	厚真町字本郷37番地																																														
上厚真パークゴルフ場	厚真町字上厚真72番地5																																														
厚真町民スケートリンク	厚真町新町21番地1																																														
あつまスタードーム	厚真町字本郷234番地6																																														
上厚真中央公園運動広場	厚真町字上厚真252番地28																																														

厚真町スポーツ施設設置条例新旧対照表

改正後	改正前
郷いこいの森パークゴルフ場及び上厚真パークゴルフ場については、無料とする。 (2) 前号に掲げる施設以外のスポーツ施設(あつまスタードームのトレーニング室及び浜厚真野原公園サッカー場を除く。)については、町民は無料とする。ただし、営利を目的とする事業、入場料を徴収する事業その他これに類する事業に使用する場合は、この限りでない。 (3) (略) (4) 厚真町スポーツセンター又はあつまスタードームを使用する団体で、6月前に施設の予約をし使用許可を受けた場合の使用料は、前項の規定にかかわらず使用許可を受けた日から起算して14日以内にその全額を納付しなければならない。この場合においての使用料は、使用者の責に帰すことのできない理由によって使用できなくなった場合を除いて一切返還しない。<u>ただし、第12条の規定により指定管理者が施設の管理をする場合において、指定管理者が収受する第13条に規定する利用料金については、この限りでない。</u> 第7条・第8条 (略) (目的外使用等の禁止) 第9条 <u>使用者は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</u> (特別な設備等の許可) 第10条 <u>使用者は、施設の使用に当たり、特別の設備をし、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</u>	場及び上厚真パークゴルフ場については、無料とする。 (2) 前号に掲げる施設以外のスポーツ施設(あつまスタードームのトレーニング室を除く。)については、町民は無料とする。ただし、営利を目的とする事業、入場料を徴収する事業その他これに類する事業に使用する場合は、この限りでない。 (3) (略) (4) 厚真町スポーツセンター又はあつまスタードームを使用する団体で、6月前に施設の予約をし使用許可を受けた場合の使用料は、前項の規定にかかわらず使用許可を受けた日から起算して14日以内にその全額を納付しなければならない。この場合においての使用料は、使用者の責に帰すことのできない理由によって使用できなくなった場合を除いて一切返還しない。 第7条・第8条 (略)

厚真町スポーツ施設設置条例新旧対照表

改正後	改正前
(原状回復の義務) <u>第11条 使用者は、施設の使用を終えたとき、又は使用許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。</u> <u>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長がこれを代行し、その費用は、使用者の負担とする。</u> (指定管理者による管理) <u>第12条 教育委員会は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に、施設の管理を行わせることができる。</u> <u>2 前項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</u> <u>(1) 施設の使用許可及びその取消し等に関すること。</u> <u>(2) 施設の維持管理に関すること。</u> <u>(3) 施設の利用促進に関すること。</u> <u>(4) その他教育委員会が定める業務に関すること。</u> <u>3 第1項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合における第4条、第5条及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。</u> (利用料金) <u>第13条 教育委員会は前条第1項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合においては、当該指定管理者に施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)及</u>	

厚真町スポーツ施設設置条例新旧対照表

厚真町立公園スポーツ施設設置条例新旧対照表

改正後	改正前																																	
<u>び第7条に規定する加算料金(以下「利用料金等」という。)を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</u> <u>2 使用者は、第6条第1項前段及び第2項の規定に関わらず、利用料金等を指定管理者に支払わなければならない。</u> <u>3 利用料金の額は、別表1から別表4までに定める金額の範囲内であらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める額とする。</u> <u>4 指定管理者は、第6条第1項ただし書きに従い、利用料金の徴収の猶予又は利用料金の全部又は一部を免除することができる。</u> <u>(物品等の販売)</u> <u>第14条 指定管理者は、指定管理を行うスポーツ施設において、物品(飲食物等を含む。)の販売を行うときは、事前に教育委員会と協議するものとする。</u> <u>(委任)</u> <u>第15条 この条例に定めるもののほか、スポーツ施設の管理に関して必要な事項は、別に定める。</u> 別表第1～3 (略) 別表第4(第6条関係) <u>1 浜厚真野原公園サッカー場使用料</u> <table><tr><th rowspan="2">種類</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="3">使用料</th></tr><tr><th>1日</th><th>半日</th><th>1時間</th></tr><tr><td>競技会平日</td><td>1面</td><td>50,510円</td><td>25,250円</td><td>6,310円</td></tr><tr><td>競技会土日祝日</td><td>1面</td><td>60,610円</td><td>30,300円</td><td>7,570円</td></tr><tr><td>練習平日</td><td>1面</td><td>25,250円</td><td>12,620円</td><td>3,150円</td></tr><tr><td>練習土日祝日</td><td>1面</td><td>30,300円</td><td>15,150円</td><td>3,780円</td></tr><tr><td>更衣室</td><td>棟</td><td>1,650円</td><td>820円</td><td>200円</td></tr></table>	種類	単位	使用料			1日	半日	1時間	競技会平日	1面	50,510円	25,250円	6,310円	競技会土日祝日	1面	60,610円	30,300円	7,570円	練習平日	1面	25,250円	12,620円	3,150円	練習土日祝日	1面	30,300円	15,150円	3,780円	更衣室	棟	1,650円	820円	200円	(委任) <u>第9条 この条例に定めるもののほか、スポーツ施設の管理に関して必要な事項は、別に定める。</u> 別表第1～3 (略)
種類			単位	使用料																														
	1日	半日		1時間																														
競技会平日	1面	50,510円	25,250円	6,310円																														
競技会土日祝日	1面	60,610円	30,300円	7,570円																														
練習平日	1面	25,250円	12,620円	3,150円																														
練習土日祝日	1面	30,300円	15,150円	3,780円																														
更衣室	棟	1,650円	820円	200円																														

厚真町スポーツ施設設置条例新旧対照表

改 正 後					改 正 前
本部室	棟	1,300円	650円	160円	
備考					
1 使用するための準備時間及び原状回復に 要する時間は、使用時間に含むものとする。					
2 使用時間の区分は規則で定める。					

厚真町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1条～第9条 (略) (職員) 第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 2 放課後児童支援員の数、支援の単位ごとに2人以上(利用者が20人未満の支援の単位であって、同一の放課後児童健全育成事業所の他の支援の単位においても支援の提供が行われている場合は、他の放課後児童支援員と緊密な連携を保ちながら支援の提供を行える場合に限り、1人以上)とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了した者でなければならない。 (1)～(10) (略) 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者	第1条～第9条 (略) (職員) 第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 2 放課後児童支援員の数、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了した者でなければならない。 (1)～(10) (略) 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者

厚真町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 第11条～第21条 （略）	又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 第11条～第21条 （略）

厚真町野営場設置条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1条～第4条 (略) (指定管理者による管理) 第5条 町長は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に施設の管理を行わせることができる。 2 前項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 施設の維持及び管理運営に関すること。 (2) 施設の利用促進に関すること。 (3) 施設の利用許可等に関すること。 (4) 施設の利用料金の徴収に関すること。 (5) その他町長が定める業務 3 第1項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合における第3条第1項、第3条第3項及び第4条第2項の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。 (利用料金) 第6条 町長は、前条第1項の規定により指定管理者に第2条に規定する施設の管理に関する業務を行わせるときは、当該指定管理者に施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収受させるものとする。 2 施設の利用許可を受けたものは、第3条の規定に関わらず、利用料金等を指定管理者に支払わなければならない。 3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内であらかじめ町長の承認を受けて指定管理者が定める額とする。 4 指定管理者は、第3条第1項ただし書に従	第1条～第4条 (略)

厚真町野営場設置条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<u>い、利用料金の徴収の猶予又は利用料金の全部若しくは一部を免除することができる。</u> (委任) 第7条 (略)	(委任) 第5条 (略)

厚真町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
本 則 (略) 附 則 この条例は、公布の日から施行し、改正後の厚真町国民健康保険条例附則第6条から附則第8条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から<u>令和4年12月31日</u>までの間に属する場合に適用する。	本 則 (略) 附 則 この条例は、公布の日から施行し、改正後の厚真町国民健康保険条例附則第6条から附則第8条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から<u>令和4年9月30日</u>までの間に属する場合に適用する。

位置図

事故発生現場

豊沢地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（その4）

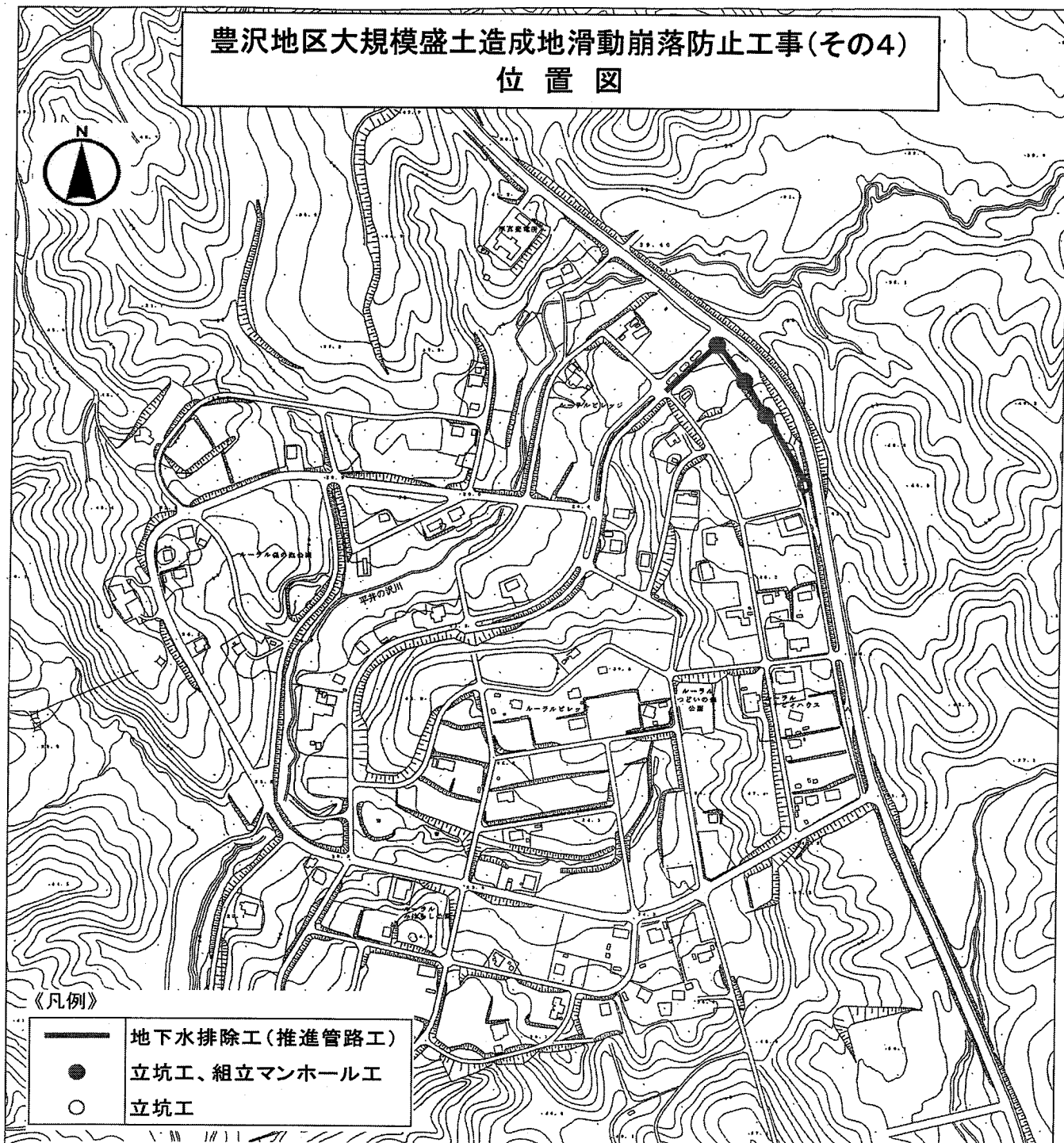
（金額単位：円、落札率：％）

設計金額	予定価格	契約金額 (税込み)	落札率	完成予定年月日	入札回数
174,977,000	174,977,000	172,370,000	98.5	令和5年2月28日	1

指名業者一覧表

称号又は名称	主な営業種 目	営業年 数	従業員		本社	最近における工事実績（主なもの）		入札金額 (税別)	
			総数	技術員		工事名	請負金額		
特定建設 工事共同 企業体	丸彦渡辺建設㈱	土木工事	70	245	181	札幌市	王子マテリア㈱祖父江工場 木曽川排水路補強（Ⅰ期・Ⅱ期）工 事	209,000,000	156,700,000
	㈱木本建設	〃	62	14	12	厚真町	フモンケ地区第1幹線排水路外一連工 事	221,800,000	
特定建設 工事共同 企業体	北紘建設㈱	土木工事	57	51	46	伊達市	勇払東部地区厚幌導水路 公園中流工区災害復旧工事	509,700,000	159,000,000
	㈱山岡建設工業	〃	39	12	11	厚真町	奥地林道ハビウ線災害復旧工事	48,599,000	
特定建設 工事共同 企業体	盛興建設㈱	土木工事	57	45	33	苫小牧市	新鶴川地区川西幹線用水路工事	324,400,000	157,300,000
	㈱丸博野沢組	〃	46	27	21	厚真町	鶴川改修工事の内工事生田桜岡樋門 上流河道掘削外工事	280,500,000	
特定建設 工事共同 企業体	㈱遠藤組	土木工事	60	24	18	苫小牧市	一般国道276号苫小牧市音羽南改良工 事	378,450,000	158,800,000
	北辰公業㈱	〃	57	12	11	厚真町	高丘地区F災害関連緊急治山工事ほか 2工事	48,154,000	
特定建設 工事共同 企業体	北海土建㈱	土木工事	58	24	6	苫小牧市	30年災705号日高幌内川 災害復旧工 事外3工区	438,850,000	158,000,000
	㈱丸斗工業	〃	61	13	11	厚真町	勇払東部地区厚幌導水路 新町工区外一連災害復旧工事	566,950,000	
特定建設 工事共同 企業体	菱中建設㈱	土木工事	70	97	81	苫小牧市	上幌内早来停車場線応急工事その1 (緊急他3件)	347,950,000	158,500,000
	森田産業㈱	〃	70	16	14	厚真町	30年災614号外北進平取線災害復旧土 木工事	75,060,000	

豊沢地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(その4) 位置図



《凡例》

- 地下水排除工(推進管路工)
- 立坑工、組立マンホール工
- 立坑工

工事請負者: 丸彦渡辺・木本特定建設工事共同企業体

区分	工事概要	契約金額 (税込)	工期
工事概要	地下水排除工(推進管路工) L=213m 立坑工 4箇所 薬液注入工 4箇所 組立マンホール工 3箇所	172,370,000円	契約締結日の翌日 ~ 令和5年2月28日

古民家移築再生整備事業 財産取得に関する資料

(1) 事業概要及び基本協定締結者

・事業概要

旧幅田邸古民家移築再生整備に係る設計、施工及び再生後の活用事業運営を一括して行う事業者をプロポーザル方式において提案を募り、審査により優先交渉権者を選定し、基本協定締結を以って設計及び調査を行ない、設計成果について町の確認を経て、買取予定価格を定め、本協定を締結する。その後、施工し、完成後に町の完成検査を経て、町が古民家を買取る事業である。

・基本協定締結者

基本協定締結日 : 令和3年12月28日

基本協定締結者名 : 2021 厚真古民家再生プロジェクト連合体

代表企業 武部建設株式会社

構成企業 株式会社 アトリエアク、株式会社 クーバル

株式会社 サウンドプラン、株式会社 タビノネ

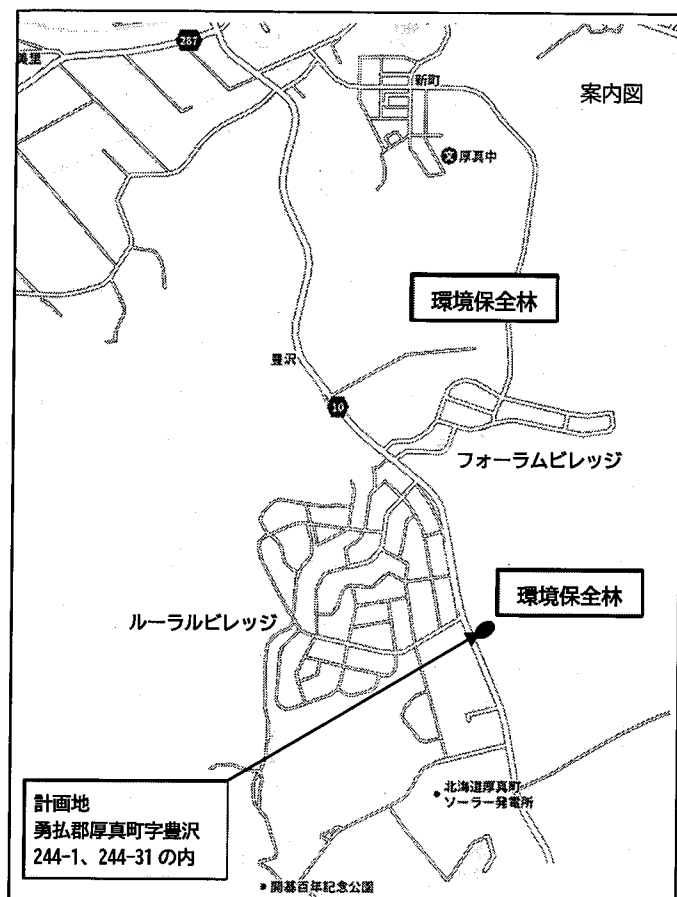
(2) 設計概要

①	移築再生施設整備場所	勇払郡厚真町字豊沢 244-1, 244-31 の内
②	再生整備後の施設用途等	宿泊施設（宿泊者への食事提供機能有り） 客室3室、ラウンジ、ダイニング、厨房等 浴室、洗面・脱衣、便所は各室完備
③	規模・構造等	木造 平屋建 延床面積： 314.48 m ² 越中造民家「枠の内」様式の民家再生

(3) 買取予定価格

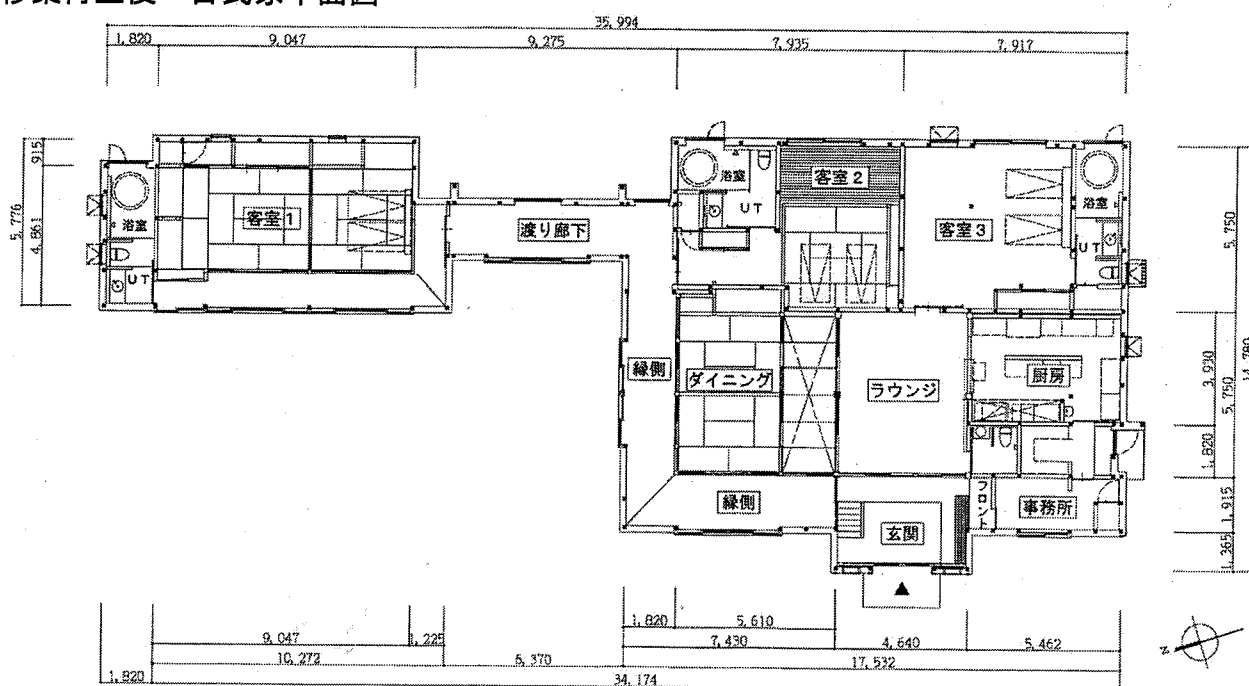
①	買取予定価格	202,844,400 円 (内、消費税相当額 18,440,400 円)
②	価格に含まれる内容	建築工事費一式、電気設備工事費一式 機械設備工事費一式、外構工事費一式 設計費一式、工事監理費一式

古民家移築再生整備事業



事業概要	
事業名称	古民家移築再生整備事業
工事場所	勇払郡厚真町字豊沢244-1、244-31の内
工事種別	古民家移築再生工事（新築工事）
用途地域	第二種住居地域
防火区画	指定なし、法第22条区域
構造・規模	木造 平屋建（越中造民家「枠の内」構法）
建物用途	宿泊施設（ホテル）
敷地面積	4,814.27㎡
建築面積	315.03㎡
延床面積	314.48㎡
最高高さ	7.810m

移築再生後 古民家平面図



財産の取得（厚真中学校グランド公認用器具）に関する資料

1 入札結果

（金額単位：円、落札率：％）

設計金額	予定価格 (税込み)	契約金額 (税込み)	落札率	完成予定年月日	入札 回数
26,343,240	26,343,240	26,290,000	99.8%	令和5年3月31日	1

2 指名業者一覧表

称号または名称	主な営業 品目	営業 年数	従業員	本社	最近における実績		入札 金額
					事業名等	請負金額	
まこと商事	事務用品	41	1	厚真町	円盤・ハンマー 投用囲い購入	11,165,000	23,900,000
有限会社 山田商店	厨房機器	64	1	厚真町	厚真町交流促進 センターこぶし の湯あつま製氷 機購入	519,750	26,900,000
有限会社 東電機商会	電化製品	63	1	厚真町	新型コロナウイルス 対策用備品 購入	3,289,000	24,251,000

3 取得する物品仕様

品 名	仕様	数量	金額(税込)	備 考
厚真中学校グランド公認 用器具	4. 規格等のとおり	1 式	26,290,000	荷造運送費、諸経 費（組立設置調整 費）込

4 規格等

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	摘 要
ニシ・スポーツ 鋼製塗 装巻尺 30m F3004		1 個	10,150 円	10,150 円	
ニシ・スポーツ 鋼製塗 装巻尺 50m F3005		1 個	14,460 円	14,460 円	
ニシ・スポーツ 鋼製塗 装巻尺 100m F3006		1 個	46,610 円	46,610 円	
ニシ・スポーツ リボン ロッド 30m F3011		1 個	32,960 円	32,960 円	
ニシ・スポーツ リボン ロッド 50m F3012		1 個	52,900 円	52,900 円	
ニシ・スポーツ リボン ロッド 100m F3013		1 個	206,500 円	206,500 円	
ニシ・スポーツ リボン ロッド止金具 全天候用 (10枚組) F1001A		5 組	17,970 円	89,850 円	
ニシ・スポーツ リボン ロッド止金具 芝、土用 (10本組) F1002B		3 組	4,040 円	12,120 円	
ニシ・スポーツ 走高跳 用高度計 NF3041B		1 本	202,000 円	202,000 円	
ニシ・スポーツ システ ムストップウォッチ S V A S O 1 1 NF3051B		18 個	17,540 円	315,720 円	
ニシ・スポーツ プレイ クラインマーカー (8個 組) NF1173A		1 組	22,450 円	22,450 円	
ニシ・スポーツ バトン (8本組) F1012B		1 組	15,720 円	15,720 円	
ニシ・スポーツ ピスト ル (2丁組) NG5085B		1 組	6,460 円	6,460 円	
ニシ・スポーツ 抽せん 器 F1013D		1 組	30,540 円	30,540 円	
ニシ・スポーツ スタ ート合図用黒板 F1014		1 台	40,420 円	40,420 円	
ニシ・スポーツ レーキ アルミ合金製 F1024		2 本	11,225 円	22,450 円	
ニシ・スポーツ ライン カー タイプD G1205		2 台	8,350 円	16,700 円	

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	摘 要
ニシ・スポーツ ハンド マイク ER-1115 G5134		2 台	17,780 円	35,560 円	
ニシ・スポーツ 砲丸 男子用 7.260kg F251C		1 個	28,420 円	28,420 円	
ニシ・スポーツ 砲丸 男子用 7.260kg F251A		1 個	29,270 円	29,270 円	
ニシ・スポーツ 砲丸 高校男子・U20男子用 6.000kg F291		1 個	17,820 円	17,820 円	
ニシ・スポーツ 砲丸 高校男子・U20男子用 6.000kg F291A		1 個	27,150 円	27,150 円	
ニシ・スポーツ 砲丸 中学男子・U18男子用 5.000kg F292B		2 個	16,970 円	33,940 円	
ニシ・スポーツ 砲丸 女子用 4.000kg F253C		1 個	25,450 円	25,450 円	
ニシ・スポーツ 砲丸 女子用 4.000kg F253A		1 個	26,720 円	26,720 円	
ニシ・スポーツ 砲丸 中学女子用 2.721 kg F254		2 個	15,700 円	31,400 円	
ニシ・スポーツ 円盤 スーパーハイモーメント 男子用 2.000kg F331A		1 枚	34,780 円	34,780 円	
ニシ・スポーツ 円盤 スーパー 男子用 2. 000kg F301B		1 枚	31,390 円	31,390 円	
ニシ・スポーツ 円盤 ス ーパーハイモーメント 高校男子・U20男子用 1.750kg F334		1 枚	33,080 円	33,080 円	

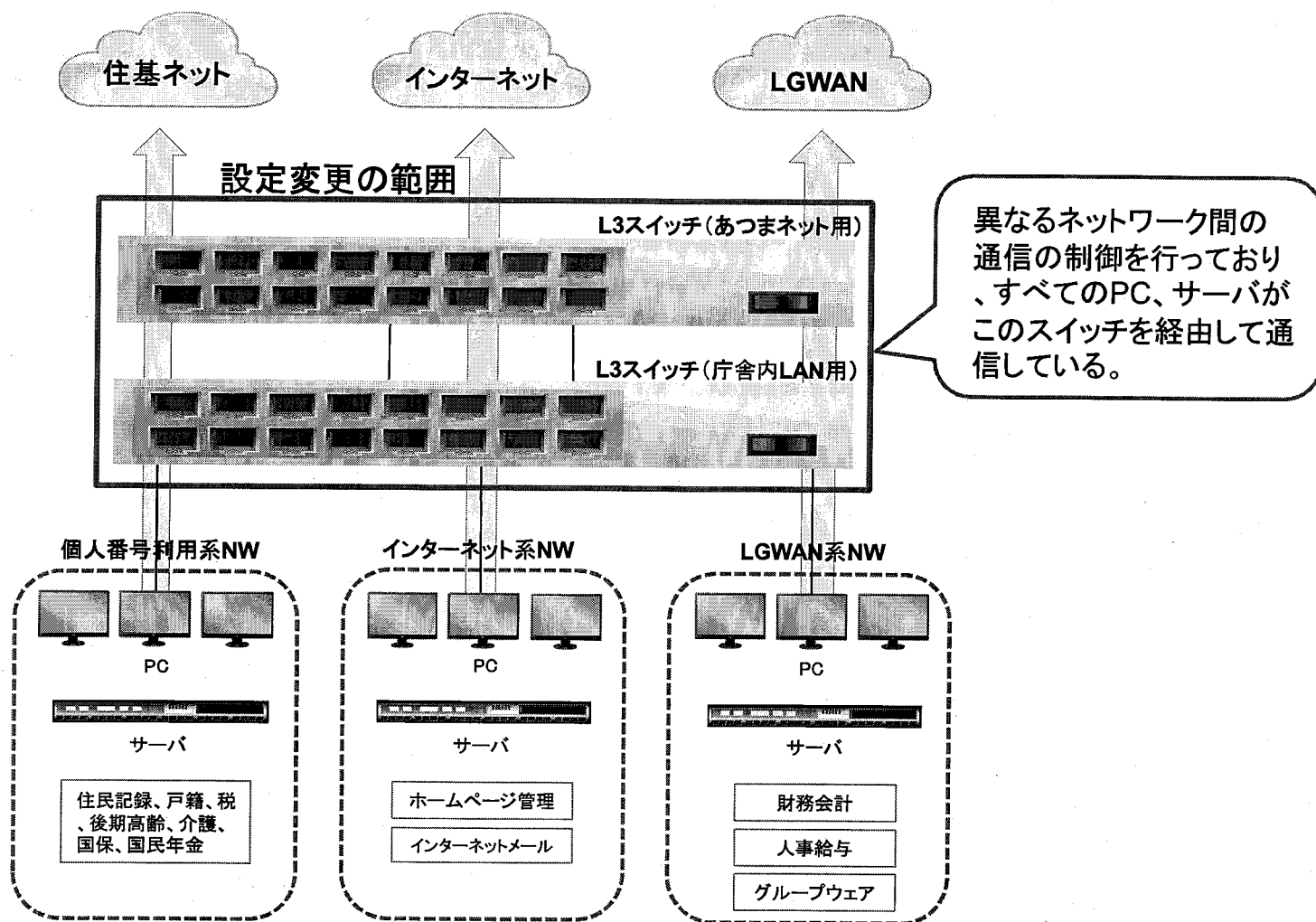
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	摘 要
ニシ・スポーツ 円盤 スーパー 高校男子・U 20男子用 1.750 kg F304B		1 枚	30,960 円	30,960 円	
ニシ・スポーツ 円盤 スーパーハイモーメント U18男子用 1.50 0kg F332A		1 枚	32,230 円	32,230 円	
ニシ・スポーツ 円盤 スーパー U18男子用 1.500kg F302B		1 枚	30,790 円	30,790 円	
ニシ・スポーツ 円盤 スーパーハイモーメント 女子用 1.000kg F333A		1 枚	31,390 円	31,390 円	
ニシ・スポーツ 円盤 スーパー 女子用 1. 000kg F303B		1 枚	29,690 円	29,690 円	
ニシ・スポーツ ハンマ ー タングステン 男子 用 7.260kg NF203		1 個	77,180 円	77,180 円	
ニシ・スポーツ ハンマ ー ダクタイル 男子用 7.260kg NF202		1 個	44,110 円	44,110 円	
ニシ・スポーツ ハンマ ー タングステン 高校 男子・U20男子用 6. 000kg NF241A		1 個	55,130 円	55,130 円	
ニシ・スポーツ ハンマ ー 高校男子・U20男 子用 6.000kg F241		1 個	13,150 円	13,150 円	
ニシ・スポーツ ハンマ ー タングステン 女子 用 4.000kg NF211		1 個	59,370 円	59,370 円	
ニシ・スポーツ ハンマ ー スチール 女子用 4.000kg NF210		1 個	33,080 円	33,080 円	
ニシ・スポーツ 決勝審 判台 下地メッキ加工タ イプ (16人乗) NF1113D		1 台	3,143,000 円	3,143,000 円	

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	摘 要
ニシ・スポーツ スター ター台 NF1121A		1 台	116,750 円	116,750 円	
ニシ・スポーツ スター ター用拡声装置 8メガ ホン MS282A		1 式	695,950 円	695,950 円	
ニシ・スポーツ スター ティングブロック スー パーIV NF156		9 台	36,470 円	328,230 円	
ニシ・スポーツ スター ティングブロック スタ ンダード F152A		9 台	27,150 円	244,350 円	
ニシ・スポーツ フィニ ッシュポスト F2031		1 組	25,150 円	25,150 円	
ニシ・スポーツ 周回表 示器 F1134		1 台	170,630 円	170,630 円	
ニシ・スポーツ ハード ル ウルトラライト II NF106		65 台	54,280 円	3,528,200 円	
ニシ・スポーツ ハード ル運搬車 ウルトラライ ト用 F1183		10 台	213,370 円	2,137,300 円	
ニシ・スポーツ 超音波 風速計 NMS200		2 台	898,030 円	1,796,060 円	
ニシ・スポーツ 超音波 風速計用バッテリー		2 個	50,890 円	101,780 円	
ニシ・スポーツ 風向風 速計 気象観測用 NF3200D		1 台	269,450 円	269,450 円	
ニシ・スポーツ 12k g 衡器 デジタル式 (1 g 単位) F1162		1 台	107,770 円	107,770 円	
ニシ・スポーツ ラップ、 コーナートップ用旗 NF1171A		3 本	35,030 円	105,090 円	
ニシ・スポーツ 吹流し F1174B		6 台	35,930 円	215,580 円	
ニシ・スポーツ レーン ナンバー標識 NF1191H		6 台	47,600 円	285,600 円	
ニシ・スポーツ 踏切板 F2041A		2 台	36,820 円	73,640 円	
ニシ・スポーツ 粘土用 ローラー NF1408A		1 式	22,450 円	22,450 円	

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	摘 要
ニシ・スポーツ 踏切板 標識 (2台組) F1204A		1 組	25,150 円	25,150 円	
ニシ・スポーツ 踏切板 取替・機器全般用工具 F1205B		1 式	44,900 円	44,900 円	
ニシ・スポーツ 距離表 示マーカー 人型 (10 個組) NF1212		3 組	15,270 円	45,810 円	
ニシ・スポーツ 走高跳 用支柱及びパー止 スラ イド式 F1224		1 組	251,450 円	251,450 円	
ニシ・スポーツ 走高跳 用マット F501A.04		1 組	1,436,800 円	1,436,800 円	
ニシ・スポーツ 走高跳 用パー 4m F581A		2 本	41,310 円	82,620 円	
ニシ・スポーツ 足留材 F2006C		1 台	40,420 円	40,420 円	
ニシ・スポーツ 円盤投、 ハンマー投兼用サークル NF2004D		1 台	175,120 円	175,120 円	
ニシ・スポーツ ペグ(や り投・円盤投・ハンマー 投用 (大)) F1253		20 本	14,820 円	296,400 円	
ニシ・スポーツ ペグ 砲丸投用 (大) F1254		20 本	8,980 円	179,600 円	
ニシ・スポーツ フィー ルド用ビニールテープ (白) F3211		4 巻	37,720 円	150,880 円	
ニシ・スポーツ フィー ルド用ビニールテープ (赤) F3212		1 巻	37,720 円	37,720 円	
ニシ・スポーツ 投てき 距離標識(大小各13組) F1261		1 式	1,610,900 円	1,610,900 円	
ニシ・スポーツ 炭酸マ グネシウム入台 NF1403C		2 台	67,360 円	134,720 円	
ニシ・スポーツ マット 運搬車 小 F1271C		1 台	520,900 円	520,900 円	
ニシ・スポーツ 吸水ロ ーラー NC906A		1 台	255,950 円	255,950 円	

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	摘 要
ニシ・スポーツ 役員席 用机 F3231B		5 台	29,000 円	145,000 円	
ニシ・スポーツ 役員席 用椅子 NF3232A		10 脚	12,130 円	121,300 円	
ニシ・スポーツ フィー ルド競技記録員用小机 F3233		3 台	30,090 円	90,270 円	
ニシ・スポーツ フィー ルド競技記録員用腰掛 NF3234A		3 脚	12,130 円	36,390 円	
ニシ・スポーツ 監察員 用腰掛 H タイプ F3235B		25 脚	11,230 円	280,750 円	
ニシ・スポーツ 競技者 用長椅子 F3236		20 脚	32,330 円	646,600 円	
ニシ・スポーツ 屋型テ ント(2×3間 エコ生 地) F3324E		2 張	161,650 円	323,300 円	
荷造運送費 ZS7A99.UN		1 式	1,290,000 円	1,290,000 円	
諸経費(陸上関係) ZS7A99.08		1 式	380,000 円	380,000 円	
消費税		1 式	2,390,000 円	2,390,000 円	
計				26,290,000 円	

L3スイッチ設定変更概要



現状

- ・ L3スイッチ導入から15年が経過してる為、故障リスクあり
- ・ 冗長化等の設定は行われておらず、2台のL3スイッチが独立した状態で稼働中（あつまネット用と庁舎内LAN用）
- ・ 故障時に庁舎内のネットワークが長期間止まる可能性あり（半導体不足により機器調達に数ヶ月を要する）

L3スイッチ設定変更

実施後

- ・ 冗長化設定を行うことで1台が故障した際にもう1台のL3スイッチを利用することで継続利用が可能
- ・ 故障時に庁舎内のネットワーク断のリスク低減

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	5	事業	209
事業名	町有建物管理事業				所管G		防災G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源	※その他の内訳		
7,700						7,700			

◆ 事業の目的

旧かしわ保育園建物を解体撤去する。

- ・旧かしわ保育園 昭和55年築 木造平屋建て 408.24m²

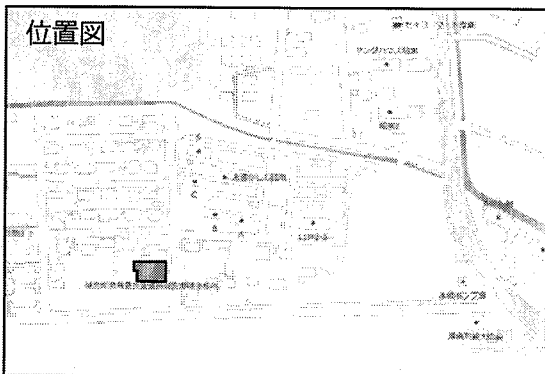
別添資料

無

◆ 事業の概要

解体工事 7,700千円

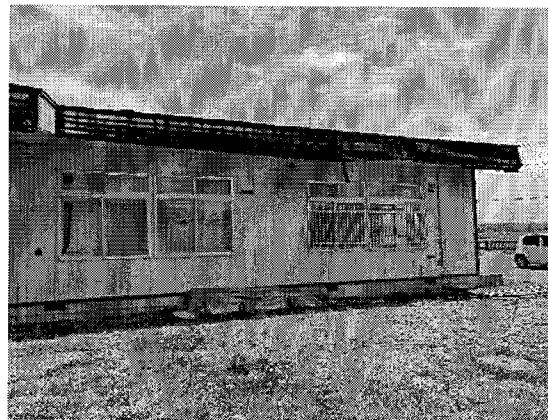
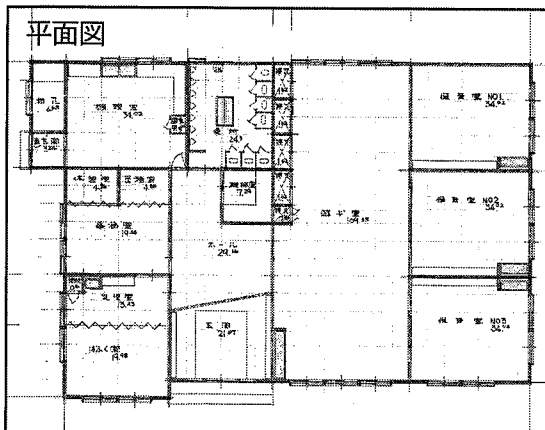
位置図



破損状況



平面図



補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	2	項	1	目	5	事業	1282
事業名	庁舎周辺等整備事業				所管G		総務人事G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源		※その他の内訳	
12,000						12,000			

◆ 事業の目的

役場庁舎周辺等整備に伴う測量調査

別添資料

有

◆ 事業の概要

1 基準点測量

現地測量及び路線測量を実施するため、その基準となる基準点を設置する。

条件 地域差による変化率：市街地（乙）平地を適用

- (1) 3級基準点測量 N=4点 作業計画、選点、観測、計算整理
- (2) 4級基準点測量 N=53点

2 現地測量

道道10号・道道59号・厚真川河川堤防（右岸）に囲まれた範囲の平面図を作成するため現地測量を実施する。図化縮尺は1/500とする。

条件 地域差による変化率：市街地（乙）平地を適用

- (1) 現地測量 A=0.118km² 作業計画、細部測量、数値編集、数値地形図データファイルの作成

3 路線測量

縦断面図及び横断面図を作成するための路線測量を実施する。

条件 地域差による変化率：市街地（乙）平地、曲線変化率0箇所、測点間隔20m、平均横断幅205m以上～250m未満、交通量0～1000台未満を適用

- (1) 作業計画 N=一式
作業計画
- (2) 現地踏査 L=0.48km
現地踏査
- (3) 線形決定 L=0.48km
I P図上決定、計算、線形図作成、点検整理
- (4) 中心線測量 L=0.48km
中心点座標計算、測定設置、線形地形図の作成、点検整理
- (5) 仮BM設置測量 L=0.48km
測定設置、計算、点検整理
- (6) 縦断測量 L=0.48km
観測、縦断面図作成、点検整理
- (7) 横断測量 L=0.48km
観測、横断面図作成、点検整理

4 電子成果品作成

上記測量結果の電子成果品を作成する。

厚真町庁舎周辺等整備事業に係る測量エリア図



補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計		款	3	項	2	目	4	事業	1324
事業名	ゼロカーボン・モビリティ導入事業					所管G		子育て支援G		
予算額	財源内訳									
	国	道	地方債		※その他		一般財源		※その他の内訳	
40,110	1,700	20,000			4,500		13,910		エネルギー地産地消事業基金繰入金4,500	

◆ 事業の目的

本町におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組として、ゼロカーボンタウン構想の重点地区である上厚真地区にエネルギー自立型施設を構築する。

別添資料 有

◆ 事業の概要

1 事業の内容

宮の森こども園において、太陽光発電パネルの増設、蓄電池としての電気自動車の導入及びエネルギーマネジメントシステムの整備などにより施設の電力使用の効率化やランニングコストの低減を図る。

(1) 設備・整備等の内容

- ① 太陽光発電設備工事（発電パネル、パワーコンディショナー等）
- ② EV機器設備工事（双方向充放電設備、給電器、出力制御ユニット等）
- ③ 電気設備工事（高圧受電装置改修等）
- ④ 電気自動車2台（バッテリー容量60kWh／台程度）

2 事業予算

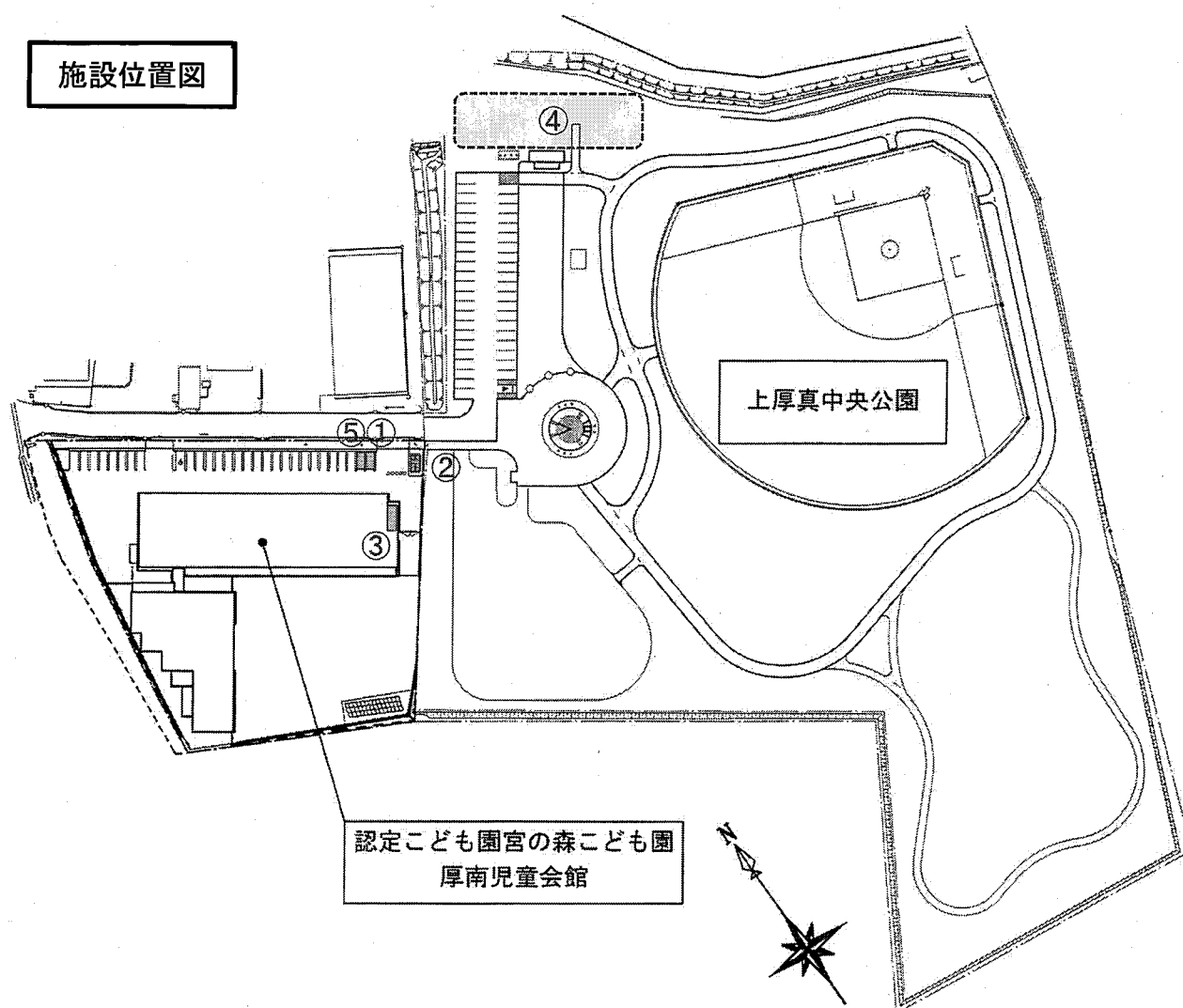
予算額 40,110千円

内 訳	太陽光発電設備等工事	30,780千円
	電気自動車購入（諸経費含む）	9,220千円
	自動車保険料（任意保険）	110千円

財 源	クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金（国補助金）
	ゼロカーボン・モビリティ導入支援事業費補助金（道補助金）
	エネルギー地産地消事業基金繰入金

ゼロカーボン・モビリティ導入事業

施設位置図



工事概要

- ①：双方向充放電設備の設置（2台）
電動自動車の充電及び認定こども園への給電接続を行う。
- ②：受電設備（キュービクル）改修
逆潮流制御装置及びスマートメーターの取付等の改修を行う。
- ③：屋内設置機器類の更新及び新設、改修
パワーコンディショナー更新、エネルギーマネジメントシステム新設、分電盤改修等の設備対応を行う。
- ④：太陽光発電設備設置予定地（30kW増設）
設置場所は、上厚真中央公園内とし、安全性等の公園機能に支障のない位置に設置する。
- ⑤：EV（電動自動車）の導入及び給電器の導入
搭載バッテリー容量の総量を120kW以上とし、導入台数は2台を想定している。
また、特別な設備のない施設等への電力供給を想定し移動型の給電器を2台導入する。

補正予算説明資料

単位：千円

単位：千円

会計名	一般会計			款	6	項	1	目	2	事業	412
事業名	人・農地プラン推進事業						所管G		農業G		
予算額	財源内訳										
	国	道	地方債	※その他	一般財源		※その他の内訳				
4,726		2,726			2,000						

◆ 事業の目的

人・農地プランの作成のための人件費、需用費、旅費、委託料の計上

別添資料

無

◆ 事業の概要

1 事業内容

農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、現行の農用地利用集積計画が廃止され、地域農業経営基盤強化促進計画（人・農地プラン）の作成が義務付けられた。

人・農地プランにおいては、農用地の将来の在り方及び農業上の利用が行われる農用地等の区域において、10年後に目指すべき農地の利用の姿を地域計画として定めることとされている。

そのためには、現況地図及び目標地図の作成が必須であり一筆ごとに現況及び将来の耕作者情報等を入力する等、膨大な作業量が発生することから、道補助金を活用し会計年度任用職員の人件費等を計上する。

2 計画作成期間

令和4年度～令和6年度

3 作業内容

(1) 現況地図の作成

(現況の農地所有者情報・耕作者情報・賃借期間・地目等)

(2) 目標地図の作成

(将来の農地所有者情報・耕作者情報・集落の意向・農地所有者の意向等)

4 事業費

(単位：千円)

内 訳	補正予算要求額
人件費	2,681
旅 費	5
需用費	40
委託料	2,000
合 計	4,726

5 財源

道補助金（人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業）を活用する。

（補助率10分の10）

※対象経費 人件費、旅費、需用費

補正予算説明資料

単位：千円

単位：千円

会計名	一般会計			款	6	項	1	目	2	事業	1015
事業名	農業担い手育成センター管理運営事業						所管G		農業G		
予算額	財源内訳										
	国	道	地方債	※その他	一般財源		※その他の内訳				
10,000		5,000			5,000						

◆ 事業の目的

平成30年に開設した担い手研修農場について、ハウス施設等を増設し、実践的な栽培管理研修体制の強化・充実を図る。

別添資料

有

◆ 事業の概要

1 事業内容

実践的な栽培管理研修を実施するためにビニールハウスを3棟増設（計11棟）し、トラクターを1台増車（計2台）する。今後は、研修生全員がホウレン草のビニールハウスを、1人につき1棟専任できる体制を整備する。

2 導入設備

- (1) トラクター36馬力1台及びアタッチメント1式
- (2) ビニールハウス3棟 6.3m×30m

3 事業費・内容

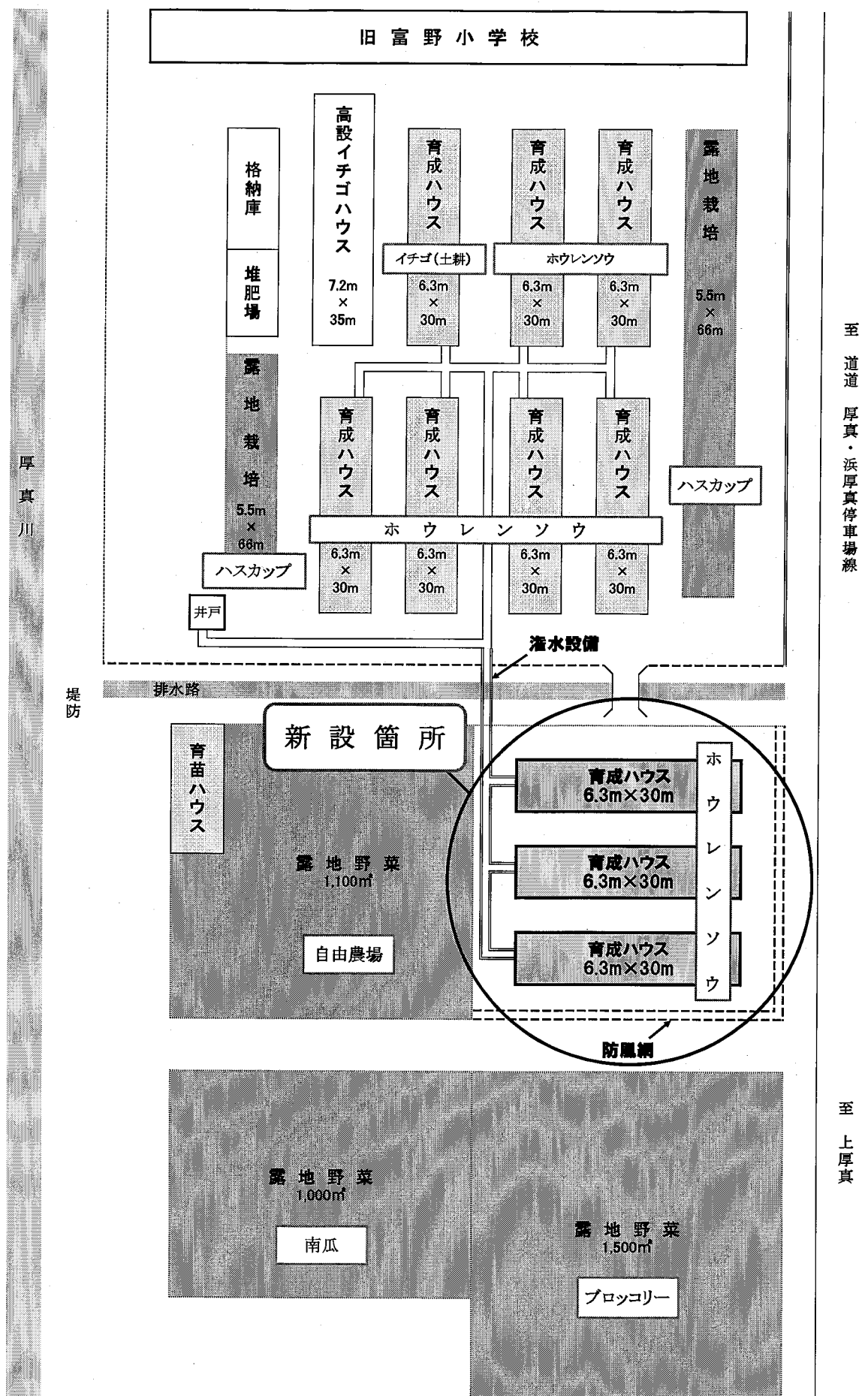
(単位：千円)

内 容	事業費	道補助金	町 費
1 トラクター1式	5,230	2,615	2,615
2 ビニールハウス3棟	4,770	2,385	2,385
合 計	10,000	5,000	5,000

4 財源

道補助金（新規就農者育成総合対策事業）を活用する。（補助率1／2）

農業担い手育成センター管理運営事業（事業費補正）説明資料



補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	6	項	1	目	5	事業	230
事業名	交流促進センター運営事業				所管G		経済G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源	※その他の内訳		
7,730						7,730			

◆ 事業の目的

令和3年度こぶしの湯あつま指定管理料の不足分の補正（新型コロナウイルス感染症拡大による影響）、経年劣化等による修繕及び故障による備品更新

別添資料 無

◆ 事業の概要

- 指定管理料（令和3年度分） 5,780千円
新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛ムードが続き、利用者数の回復には至らなかったことが原因
- 修繕費 1,900千円
 - 女子露天風呂屋根張替工事 1,400千円
女子露天風呂の出入り口において、屋根から雪解時期や大雨の際に、雨水が侵入し、利用者に影響があるため修繕するもの
 - 男子露天風呂浴槽水位制御機器更新工事 500千円
男子露天風呂の浴槽水位を制御する電動ボール弁に不具合が発生しており機器修繕を行うもの
- 備品購入費 50千円
こぶしの湯本館厨房備品である電気酒燗器（平成8年導入）が故障したため、機器更新を行うもの

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	7	項	1	目	1	事業	526
事業名	商工業振興事業				所管G		経済G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源		※その他の内訳		
2,074					2,074				

◆ 事業の目的

町内の経済活動を活性化させるため、企業自らの創意工夫による経営拡大・経営改善の取組や地元雇用の拡大・就労環境の改善に貢献する企業に対し支援する。

別添資料 無

◆ 事業の概要

1 当初予算額

(1) 経営強化促進補助金	2,000千円×2件	4,000千円
(2) 雇用拡大奨励金	300千円×2件	600千円
(3) 職住近接奨励金	200千円×2件	400千円
		計5,000千円

2 交付決定済額

(1) 経営強化促進補助金	2,000千円×2件	4,000千円
(新分野拡大事業1件、施設リニューアル事業1件)		
(2) 雇用拡大奨励金	300千円×3件	900千円
		計4,900千円

3 追加認定申請

(1) 経営強化促進補助金 (令和4年8月17日 認定審査会実施)		
①施設リニューアル事業 1件		2,000千円
②ICT化事業 1件		174千円
		計2,174千円

4 補正額

2,074千円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	8	項	4	目	1	事業	831
事業名	安全・安心省エネ住宅推進事業				所管G		建築住宅G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源	※その他の内訳		
9,800						9,800			

◆ 事業の目的

再生可能エネルギーである太陽光発電を推進するため、費用の一部を支援する。

別添資料 無

◆ 事業の概要

1 現在までの申込件数

(1) 発電設備及び蓄電池	700,000円×	3件=	2,100,000円
(2) 蓄電池	400,000円×	1件=	400,000円
合計		4件	2,500,000円

2 申込予定件数

(1) 発電設備及び蓄電池	700,000円×14件=	9,800,000円
---------------	---------------	------------

3 補正額 9,800,000円

補正予算説明資料

単位：千円

単位：千円

会計名	一般会計			款	8	項	4	目	3	事業	811
事業名	古民家再生推進事業						所管G		復興推進G		
予算額	財源内訳										
	国	道	地方債	※その他	一般財源		※その他の内訳				
17,000				9,000	8,000		ふるさと応援基金繰入金9,000				

◆ 事業の目的

厚真町開拓期の歴史的遺構である古民家を移築・再生により活用し、まちの交流促進と活性化を図る。

別添資料

無

◆ 事業の概要

(1) 補正理由

令和3年当初からの全国的な建設費の高騰により、本事業においても実施設計を行なった結果、プロポーザル提案時の積算及び見積り金額に対して建設資材価格の高騰が著しいことから設計内容等の変更では吸収できない状況となったため、事業費の補正を行なうものである。

(2) 建設費等高騰の市場状況

本事業のプロポーザルを実施した令和3年11月から令和4年7月までの間の建設費等高騰状況について、一般財団法人建設物価調査会の統計及び調査結果を基に調べた結果、北海道札幌近郊地域においては、建設費用の建設総合部門及び建築部門では、10.7%、木造住宅部門は12.2%の上昇傾向にある。

また、建設資材別の主要品目で見ると特に高騰著しい品目は、下表のとおりであるが、このことから全国的にも原油価格高騰、ウクライナ情勢に伴うエネルギー資源及び原材料の輸入減、半導体不足等による減産に伴い、運賃や製造ラインでの原材料及び加工費が著しく高騰している。

品目	型枠用合板	異形鉄筋	鋼板	木製建具	塗料	セメント
上昇率	46.40%	40.40%	30.00%	25.40%	19.50%	10.70%
品目	鋼管	塩ビ管	ガラス	電線類	プラスチック製品	土石製品
上昇率	19.00%	15.70%	11.30%	4.90%	4.10%	16.30%

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計			款	8	項	4	目	3	事業	811
事業名	古民家再生推進事業						所管G		復興推進G		
予算額	財源内訳										
	国	道	地方債	※その他	一般財源		※その他の内訳				

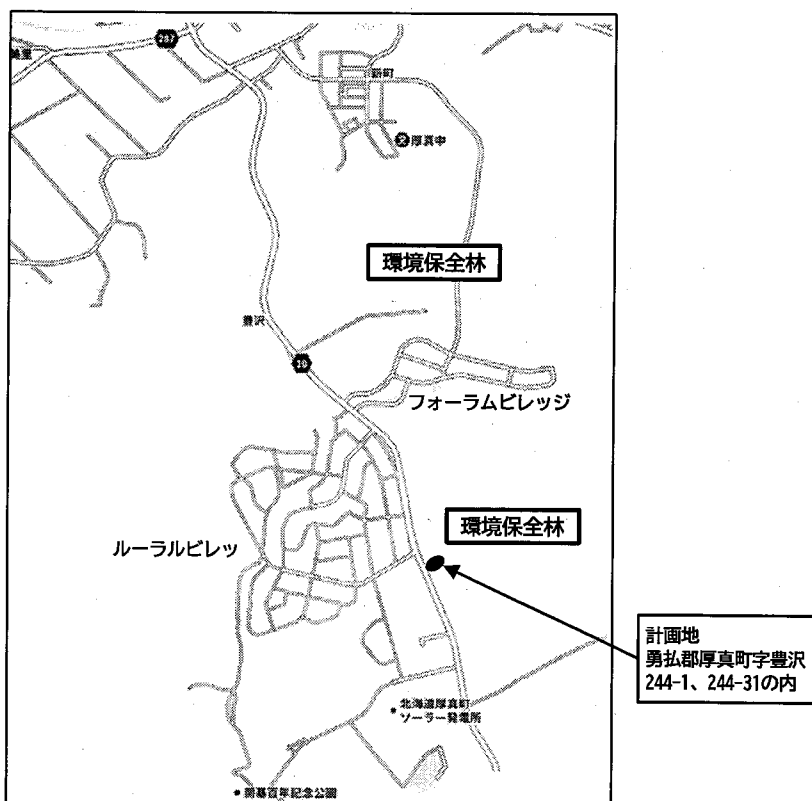
- ◆ 事業の目的
2 ページ目

別添資料 無

- ◆ 事業の概要
(3) 補正額
補正額 17,000千円

区分	買取予定価格に含まれる項目	買取予定価格 (税込)
当初	実施設計費、解体費 (設計・監理・施工)	185,845,000円
変更	建設工事費 (監理・施工、外構工事費含む)	202,844,400円
変更理由	事業者の責によらない世情による全国的な建設資材価格の著しい高騰を原因とした建設費高騰に伴う建設費の増額 16,999,400円の増 (上昇率：9.15%) 増額の内訳 基礎工事：1,877千円、木工事：3,880千円 木製建具工事：1,516千円、樹脂製建具工事：2,080千円 塗装工事：1,877千円、内外装工事：4,525千円 電気設備工事：1,244千円	

(4) 事業位置図



補正予算説明資料

単位:千円

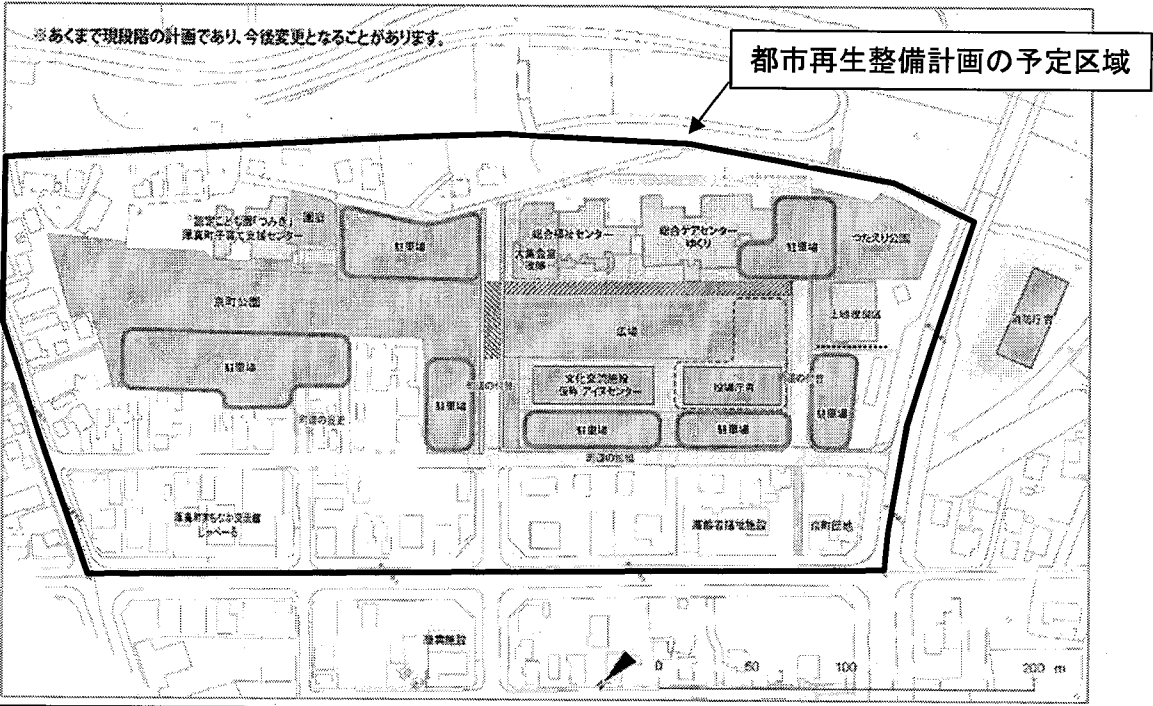
会計名	一般会計			款	8	項	5	目	1	事業	201
事業名	一般管理事業（都市再生整備計画策定支援事業）						所管G		都市計画G		
予算額	財源内訳										
	国	道	地方債	※その他	一般財源		※その他の内訳				
3,300					3,300						

◆ 事業の目的
庁舎周辺等整備事業のうち、文化交流施設整備及び町道・広場整備等に都市構造再編集中支援事業による国費補助を活用するため、都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画を策定する。

別添資料 無

◆ 事業の概要
都市再生特別措置法に基づき、厚真町立地適正化計画(令和4年7月策定)で定める都市機能誘導区域内の庁舎周辺等整備事業区域を都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき区域として、厚真町立地適正化計画で定める目標を達成するために必要な都市基盤の整備、都市施設の整備、関連するソフト事業等を位置づけた都市再生整備計画を策定する。

- 都市構造再編集中支援事業の対象予定施設
文化交流施設、大集会室改修(総合福祉センター)、町道(付替・拡幅)
京町公園・広場、駐車場、既存施設の解体 等



補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	9	項	1	目	1	事業	591
事業名	胆振東部消防組合負担金				所管G		防災G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源	※その他の内訳		
5,219						5,219			

◆ 事業の目的

令和4年8月24日第2回胆振東部消防組合議会において、消防庁舎建設に係る測量調査等の補正予算の議決に伴い、消防本部組合本部負担金、支署負担金を増額する。

別添資料 無

◆ 事業の概要

消防本部・厚真支署庁舎整備

業務名	業務価格	按分(新庁舎ゾーニング案)		合計
		消防本部	厚真支署	
		22.93%	77.07%	
1 仕様書作成支援業務	2,992,000	686,066	2,305,934	2,992,000
2 測量調査	3,168,000	726,422	2,441,578	3,168,000
合計	6,160,000	1,412,488	4,747,512	6,160,000

各構成町 分担額

事業名	本部負担分	消防本部施設に係る経費 均等割		
		安平町	厚真町	むかわ町
1 仕様書作成支援業務	687,000	229,000	229,000	229,000
2 測量調査	727,000	242,333	242,333	242,333
合計	1,414,000	471,333	471,333	471,333

補正予算計上額	1,414,000	472,000	471,000	471,000
	(本部分担金小計により調整)			

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	9	項	1	目	2	事業	201
事業名	防災対策一般管理事業				所管G		防災G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源	※その他の内訳		
427						427			

◆ 事業の目的

現在総務課で保有している携帯電話が3Gサービス終了により停波で使用できなくなるため、新たに防災用としてスマートフォンを購入する。

別添資料 無

◆ 事業の概要

【R4年度】

備品購入費 310千円
 本体（SIMフリーiPhoneSE）5台 310,000円
 通信運搬費 70千円
 SIM発行手数料（IIJ）3,300円×5契約＝16,500円
 回線使用料（IIJ）1,760円×5契約×6ヶ月＝52,800円
 使用料及び賃借料 47千円
 管理サービス登録料（Lanscope An）7,480円×5台＝37,400円
 管理サービス使用料（Lanscope An）220円×5台×8ヶ月＝8,800円
 ※現行の契約に追加するため来年度5月までの契約となる）
 合計 427千円

【R5年度以降】

役務費 106千円
 回線使用料1,760円×5契約×12ヶ月＝105,600円
 使用料及び賃借料 14千円
 管理サービス使用料220円×5台×12ヶ月＝13,200円
 合計 120千円

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	10	項	5	目	3	事業	268
事業名	学校給食センター管理運営事業				所管G		学校給食センター		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源		※その他の内訳	
3,600						3,600			

◆ 事業の目的

学校給食センターの電気料金の不足分に係る補正

別添資料 無

◆ 事業の概要

- 学校給食センターの使用電力の調達状況について
当センターの使用電力は、電力会社からの購入と隣接する土地に設置された太陽光発電設備と蓄電池から供給される再生可能エネルギーで賄われている。
- 電気料金の不足分の算定について

(1) 令和3年4月～7月電気料金	2,028千円	①
(2) 令和4年4月～7月電気料金	1,604千円	②
(3) 電気料金の前年比 ②÷①	0.7909	③
(4) 令和3年度電気料金実績額	7,332千円	④
(5) 令和4年度総電気料金見込み額 ③×④	5,798千円	⑤
(6) 令和4年度当初予算（電気料金分）	2,194千円	⑥
(7) 不足分見込み額 ⑤－⑥	3,600千円	⑦
- 電力会社からの購入電力量について

(1) 令和3年4月～7月電力量	95,455kwh	①
(2) 令和4年4月～7月電力量	42,099kwh	②
(3) 購入電力量の前年比 ②÷①	0.4410	③

補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	14	項	1	目	1	事業	1097
事業名	道路橋梁災害復旧事業（単独災）				所管G		土木G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源		※その他の内訳	
6,000			3,000			3,000			

◆ 事業の目的

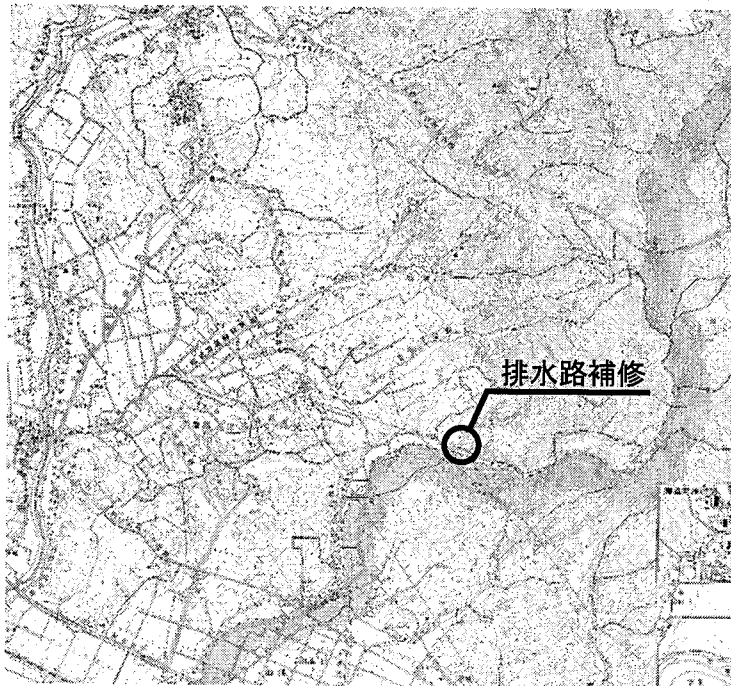
令和4年8月15日から16日にかけての大雨による道路被害箇所の復旧

別添資料

無

◆ 事業の概要

- 1 道路修繕：町道路肩修繕および側溝埋塞土砂の除去
- 2 道路補修工事：鹿沼上沢線の排水路補修



補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	14	項	1	目	2	事業	1098
事業名	河川災害復旧事業（公共災）				所管G		土木G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源		※その他の内訳	
2,000	1,000					1,000			

◆ 事業の目的

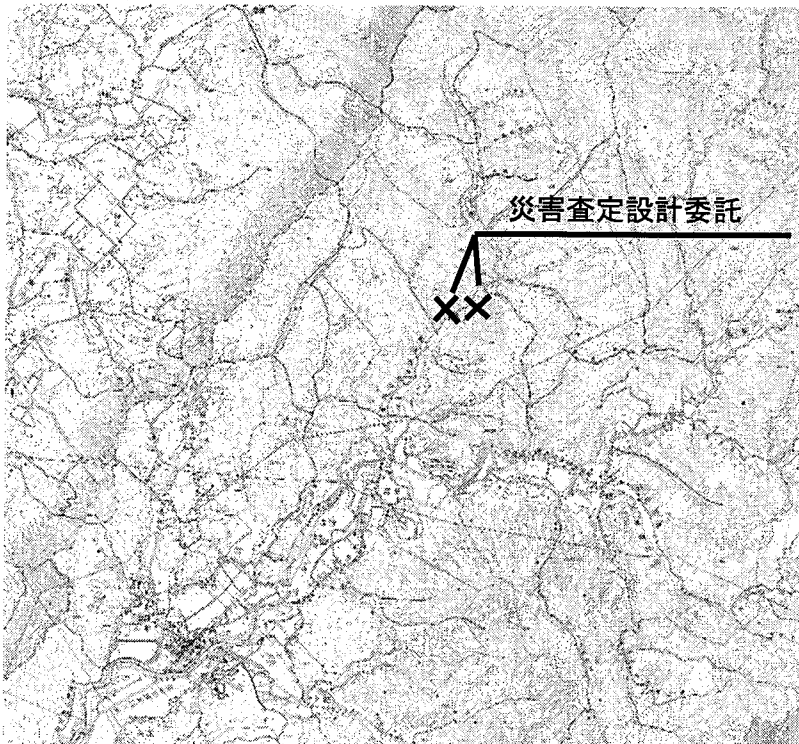
令和4年8月15日から16日にかけての大雨による河川被害箇所の復旧

別添資料

無

◆ 事業の概要

災害査定設計委託料：ハビウ川 2箇所 L=70m



補正予算説明資料

単位：千円

会計名	一般会計	款	14	項	1	目	2	事業	1099
事業名	河川災害復旧事業（単独災）				所管G		土木G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他		一般財源	※その他の内訳		
11,000			8,000			3,000			

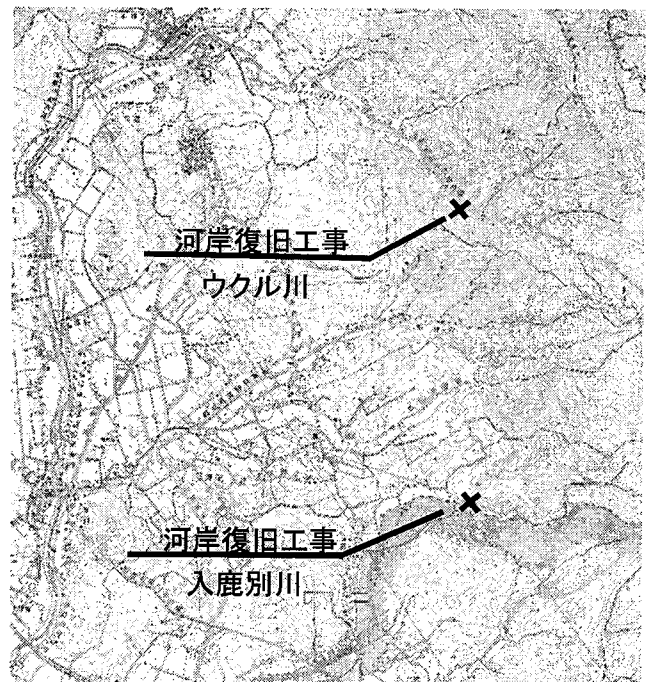
◆ 事業の目的

令和4年8月15日から16日にかけての大雨による河川被害箇所の復旧

別添資料 無

◆ 事業の概要

- 1 河川修繕：河岸欠壊修繕
- 2 河川復旧工事：入鹿別川、ハビウ川、ウクル川河岸復旧工事



補正予算説明資料

単位：千円

会計名	簡易水道事業特別会計	款	2	項	2	目	1	事業	728
事業名	豊沢地区配水管布設事業				所管G		上下水道G		
予算額	財源内訳								
	国	道	地方債	※その他	一般財源		※その他の内訳		
5,920			5,000	920			簡易水道基金繰入金920		

◆ 事業の目的

豊沢地区の厚真の森計画に合わせて、水道管の布設を行う。

別添資料

有

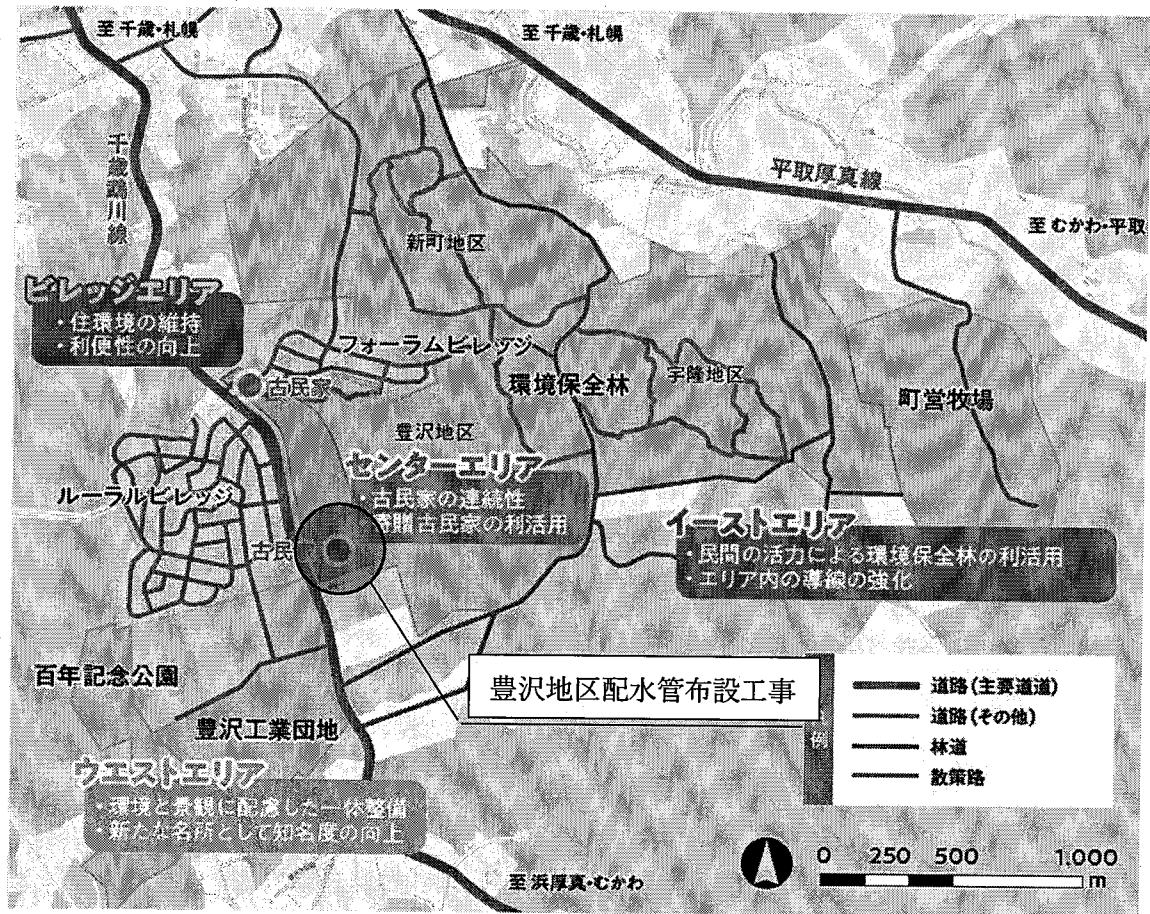
◆ 事業の概要

1 配水管布設工事 5,920千円

(1) 豊沢地区配水管布設工事

配水用ポリエチレン管 φ75 L=81.0m

豊沢地区配水管布設事業



拡大図

